

# 東松山市子ども読書活動推進計画

平成29年度～平成33年度

(2017年度～2021年度)



東松山市教育委員会



## はじめに

このたび東松山市教育委員会では、「東松山市子ども読書活動推進計画」を策定いたしました。

東松山市教育振興基本計画の基本理念として、「人と地域がつながり、豊かな自然がはぐくむ“学びのまち”東松山」を掲げました。読書は、その理念に近づくために重要な役割を持っています。子どもたちは、1冊の本から言葉や知識を学ぶだけでなく、夢や志といった、より大きく深い宝物を手に入れることができます。私たち大人はすべての子どもたちが読書からそうした宝物を手に入れるようにバックアップしていかなくてはなりません。東松山の豊かな自然を背景に育つ子どもたちが、読書から手に入れた豊かな心を持ち、一生を通じて学び続ける大人になることで“学びのまち”がかたちづくられていくと考えています。そうした取組の中から、本市出身でノーベル物理学賞を受賞された梶田隆章先生に続く人材が育っていくことを願っています。

この計画は、平成29年度から平成33年度までの5年間を計画期間とし、家庭、学校、地域が連携して東松山市の子どもたちの読書活動が充実していくことを目指しています。これまで行ってきた様々な取組を整理し、達成目標を定めることで、なおいっそう充実した読書活動推進に取り組んでまいります。

本計画の推進にあたりましては、教育関係機関や保護者の皆様方だけでなく、地域との連携も重要な役割を担っています。より多くの市民の皆様方の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、御審議いただきました東松山市図書館協議会委員の皆様、また貴重な御意見、御提言をいただきました東松山市子ども読書活動推進懇談会はじめ多くの関係者の皆様に心より感謝申し上げます。

平成29年3月  
東松山市教育委員会



# 目次

ページ

---

第1章	計画策定の趣旨	1
1	計画策定の目的	1
2	国・埼玉県の動向	1
3	計画の対象	2
4	計画の期間	2
5	計画の位置付け	3
第2章	読書の現状と課題	4
第3章	計画の基本方針	6
1	基本方針	6
2	計画の体系	7
3	計画の成果目標	8
第4章	読書活動推進のための具体的な方策	9
I	子どもの読書環境の整備・充実	9
1	家庭	9
2	保健センター・子育て支援センター	11
3	保育園・幼稚園等	13
4	学校	15
5	市立図書館	17
6	学童保育等	20
7	読書活動に支援が必要な子どもたちへの対応	21
II	家庭・学校・地域の連携	22
1	家庭との連携	22
2	保育園・幼稚園・子育て支援センター等との連携	23
3	学校との連携	24
4	ボランティア・地域団体との連携	26
III	子どもの読書活動の普及・啓発	28
1	「子ども読書の日」を中心とした啓発	28
2	読書活動に係る情報収集・提供	29

## 【資料編】

•用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・	33
•東松山市子どもの読書アンケート調査結果・・・・・・・・	36
•子どもの読書活動の推進に関する法律・・・・・・・・	47
•東松山市立図書館設置及び管理条例・・・・・・・・	50
•東松山市立図書館設置及び管理条例施行規則・・・・・・・・	56
•東松山市子ども読書活動推進懇談会開催要綱・・・・・・・・	66
•「東松山市子ども読書活動推進計画」の策定について	67
1 組織・・・・・・・・・・・・・・・・	67
2 策定経過・・・・・・・・・・・・・・・・	68
•東松山市図書館協議会委員名簿・・・・・・・・	69
•東松山市子ども読書活動推進懇談会参加者名簿・・・・・・・・	70



本編中、赤色の波下線（          ）を付した用語については、33～35 ページに「用語解説」がありますので、御参照ください。

# 第1章 計画策定の趣旨

## 1 計画策定の目的

子どもの読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、近年、子どもを取り巻く環境は大きく変化し、携帯情報端末やインターネットに代表されるデジタル情報の普及など様々な要因により、子どもの読書離れが指摘されています。

次代を担う子どもたちを心豊かに育てるためには、すべての子どもがいつでも、学校や家庭などあらゆる場所において、自主的に読書を行うことができるよう、大人たちが、読書に親しむ機会の提供や読書環境を整えていく必要があります。

本市では、子どもに係る様々な場で、子どもの読書活動の推進への取組を行ってきました。本市が取り組んできた成果や課題を検証・抽出し、体系化することによって、今後、子どもの読書活動をより一層推進することを目的とし、「東松山市子ども読書活動推進計画」を策定しました。

## 2 国・埼玉県の動向

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子どもの読書活動の推進に関し、国と地方公共団体の責務が明記されました。このなかで、市町村は国や県の計画を基に、子どもの読書活動の推進に関する計画を策定するよう努めなければならないとされました。

国では、平成14年8月に「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定し、平成25年5月に第三次計画が策定されました。埼玉県では、平成16年3月に第一次計画を策定し、平成26年7月には「埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）」を策定しています。

### 3 計画の対象

この計画の対象は、子ども（おおむね18歳以下の者をいう。以下同じ。）とします。また、保護者をはじめ、子どもの読書活動の推進に関わる学校、市立図書館、福祉、保健等の関係機関、ボランティア団体等も対象とします。

※市立図書館・・・高坂図書館、なしの花図書館を含みます。

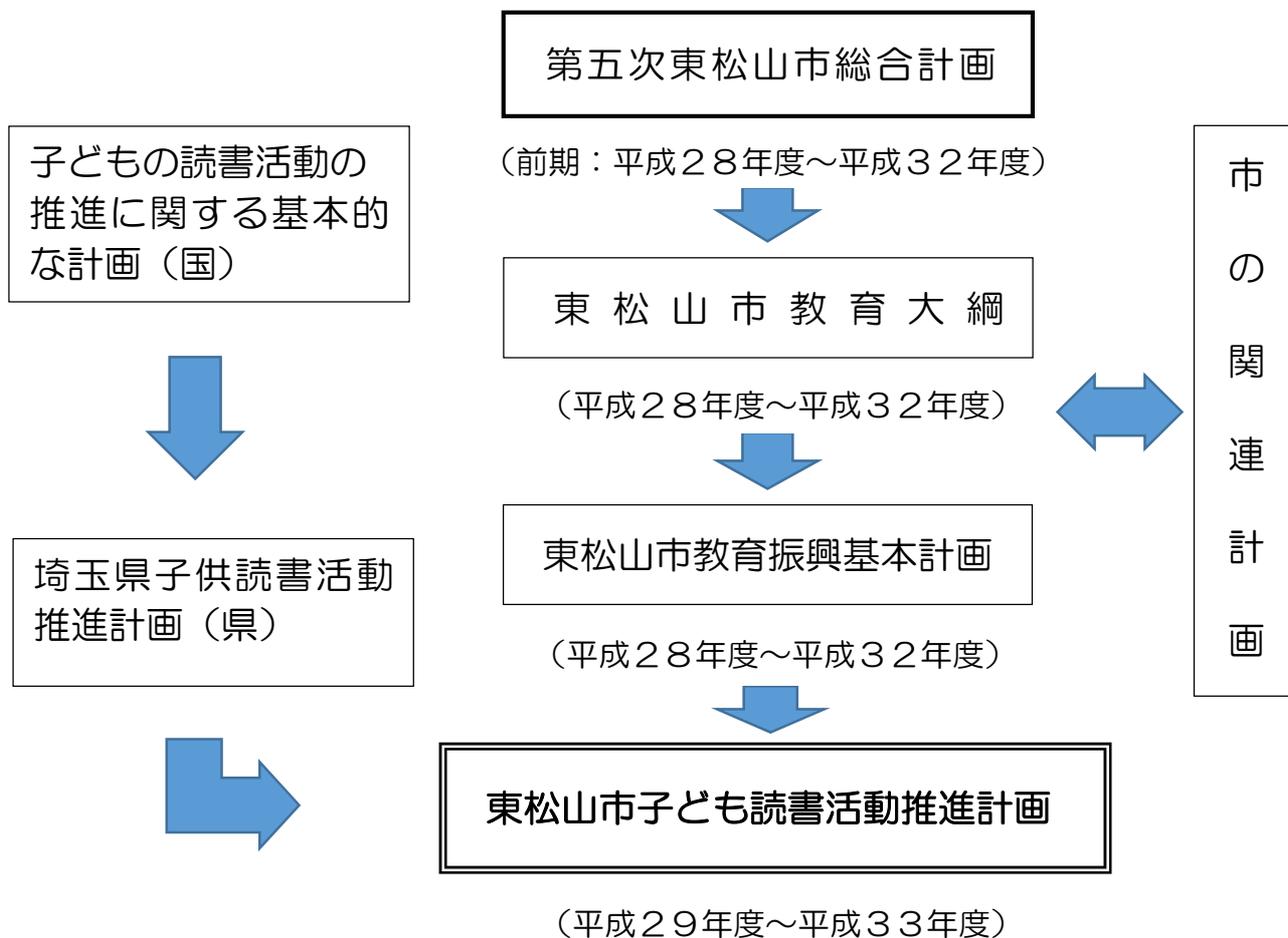
### 4 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度（2017）から平成33年度（2021）までの5年間とします。

## 5 計画の位置付け

この計画は「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき策定された、国の「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（第三次）」や「埼玉県子供読書活動推進計画（第三次）」を基に、市の最上位計画である「第五次東松山市総合計画」をはじめ、「東松山市教育大綱」、「東松山市教育振興基本計画」等、関連する本市の各計画の実施計画として策定します。

### <計画の位置付け>



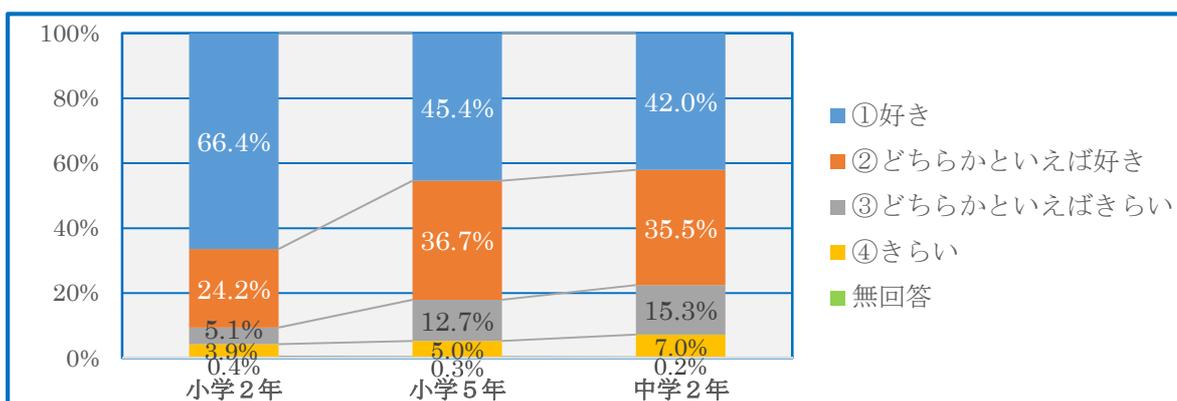
## 第2章 読書の現状と課題

東松山市では、市内の子どもたちの読書活動の現状を把握するため、平成28年10月に、市内公立の小学2・5年生、中学2年生を対象に「東松山市子どもの読書アンケート」を実施しました。（詳細は36～46ページ参照）

主な結果は次のとおりです。

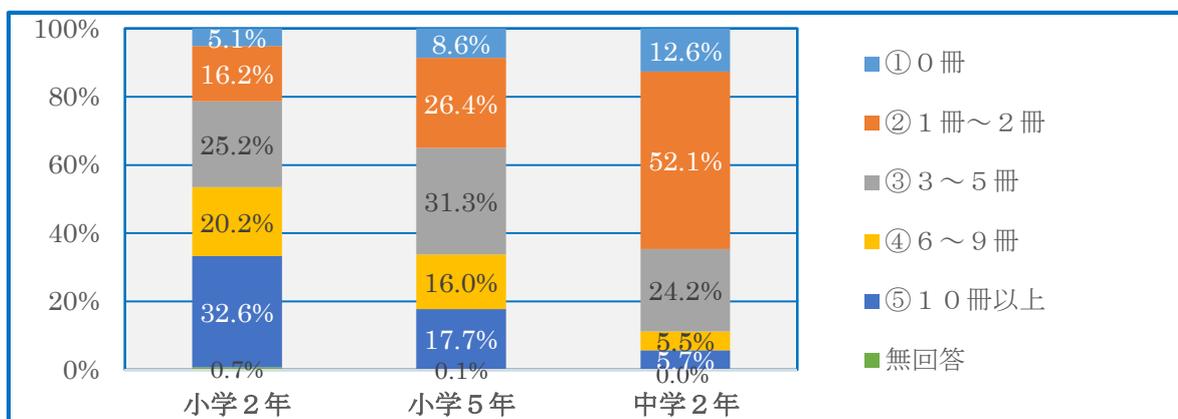
「あなたは本を読むことが好きですか。」（図1）との問いに、「好き」「どちらかといえば好き」と答えた割合は小学2年生が90.6%、小学5年生は82.1%、中学2年生が77.5%となっており、高い割合を示しています。しかし、学年が上がるにつれて、読書好きの割合が減少する傾向にあります。

図1



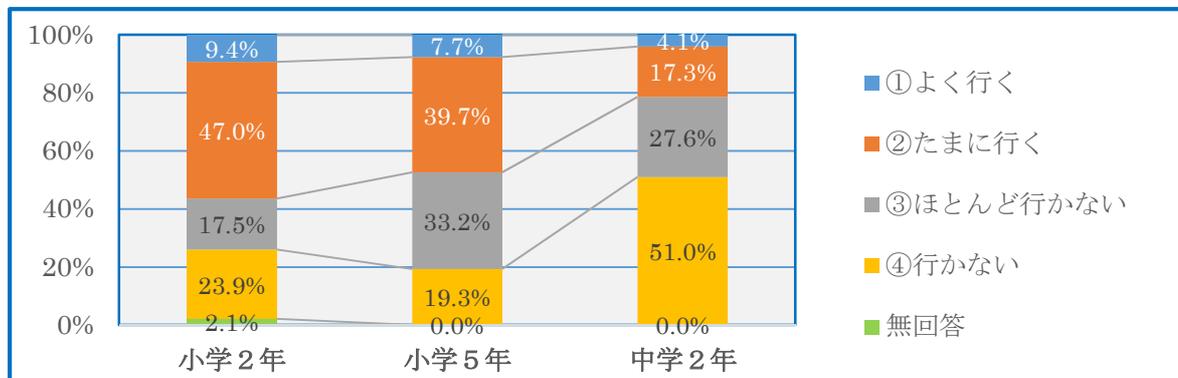
1か月に1冊も本を読まない子どもの割合（図2）は小学2年生が5.1%、小学5年生が8.6%、中学2年生が12.6%となっており、学年が上がるにつれて、本を読まない子どもが増加する傾向にあります。

図2



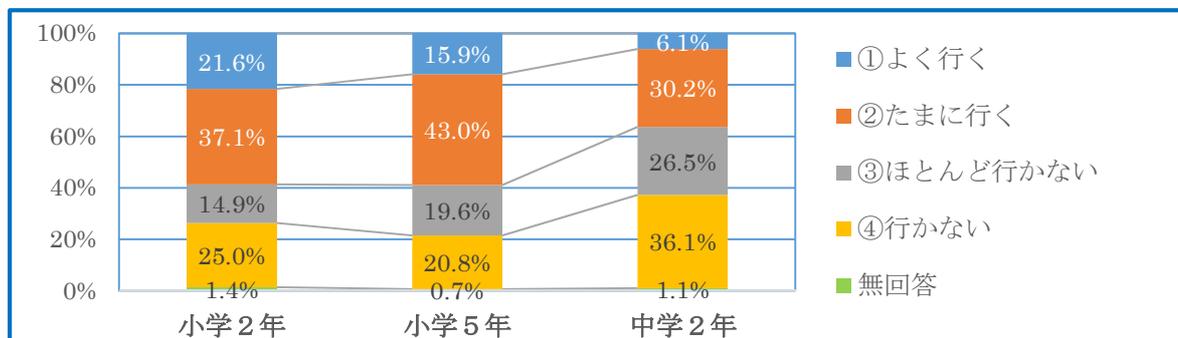
「休み時間に学校の図書室に行きますか。」(図3)との問いに、「よく行く」「たまに行く」と答えた割合は、小学2年生が56.4%、小学5年生が47.4%、中学2年生が21.4%となっており、小学生に比べ、中学生の学校図書館の利用が減少する傾向にあります。

図3



「あなたは、市の図書館に行きますか。」(図4)との問いについても、「よく行く」「たまに行く」と答えた割合は、小学2年生が58.7%、小学5年生が58.9%、中学2年生が36.3%となっており、小学生に比べ、中学生の市立図書館の利用が減少する傾向にあります。

図4



東松山市の子どもたちの読書活動の現状として、中学2年生でも77.5%が本を読むことが「好き」「どちらかといえば好き」と答えており、高い割合を示しています。しかし、学年が上がるにつれて読書離れが進む傾向がみられ、学校図書館や市立図書館の利用も中学生になると減少していることがわかります。

アンケート調査結果から、いつでも本を利用できる環境整備、本を読む時間の確保、発達の段階に応じた読書への支援などが課題と言えます。

〈参考〉平成28年6月に実施された、公益社団法人全国学校図書館協議会の学校読書調査によると、全国で1か月間に1冊も本を読まなかった子どもの割合は、小学4～6年生4.0%、中学1～3年生15.4%、高校1～3年生57.1%となっています。

## 第3章 計画の基本方針

幼い頃から本が身近にあり、保護者とともに本を楽しんでいる子どもたちは、成長しても読書好きであると言われています。子どもが、いつでも必要なときに本に触れられ、手助けが必要なときには、いつでも大人たちが手を差し伸べることができる環境を整えることが、子どもの読書活動には必要です。

「東松山市子ども読書活動推進計画」では、次の3つの基本方針を定めます。

### 1 基本方針

- (1) 子どもの読書環境の整備・充実を図ります。
- (2) 家庭・学校・地域の連携を強化します。
- (3) 子どもの読書活動の普及・啓発を行います。

## 2 計画の体系

### 子どもの読書環境の整備・充実

- 家庭
- 保健センター・子育て支援センター
- 保育園・幼稚園等
- 学校
- 市立図書館
- 学童保育等
- 読書活動に支援が必要な子どもたちへの対応

### 家庭・学校・地域の連携

- 家庭との連携
- 保育園・幼稚園・子育て支援センター等との連携
- 学校との連携
- ボランティア・地域団体との連携

### 子どもの読書活動の普及・啓発

- 「子ども読書の日」を中心とした啓発
- 読書活動に係る情報収集・提供

### 3 計画の成果目標

計画の推進にあたり、次の4項目を目標に掲げ、継続的に進捗状況を把握し、達成度を確認していきます。

#### (1) 読書好きの子どもを増やします。

本を読むことが「好き」あるいは「どちらかといえば好き」と答えた子どもの割合

現況値（平成28年度）			目標値（平成33年度）	
小2	90.6%	➡		95.0%
小5	82.1%			86.0%
中2	77.5%			81.0%

（資料：東松山市子どもの読書アンケート）

#### (2) 本を読まない子どもを減らします。

1か月間の読書冊数が0冊の小・中学生の割合

現況値（平成28年度）			目標値（平成33年度）	
小2	5.1%	➡		0%
小5	8.6%			4.0%
中2	12.6%			8.0%

（資料：東松山市子どもの読書アンケート）

#### (3) 市立図書館での児童書の貸出冊数を増やします。

1年間の市立図書館での児童書の貸出冊数

現況値（平成27年度）		目標値（平成33年度）
187,354冊	➡	196,000冊

（資料：市立図書館利用統計）

#### (4) 市立図書館での中・高校生の貸出利用者数を増やします。

1年間の市立図書館での中・高校生の貸出利用者数

現況値（平成27年度）		目標値（平成33年度）
6,093人	➡	6,400人

（資料：市立図書館利用統計）

## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### I 子どもの読書環境の整備・充実

子どもが本に興味を持つためには、乳幼児期から読書に親しむような環境作りに配慮することが大切です。子どもが身近なところで多くの本と出会い、触れ合う機会を、大人が十分に提供できるよう、家庭・学校・地域がそれぞれの役割を果たし、子どもの読書環境の整備・充実を進めます。

#### 1 家庭

##### <現状>

子どもの読書活動は、家庭での読書習慣により、質、量ともに大きな違いがでてきます。家庭の中に本があるということ、保護者が自ら本を楽しんでいること、子どもと保護者が一緒に本を楽しんだ経験があるということは、子どもの成長に大きく関係があると言われていますが、その必要性が保護者全員には知られていない状況にあります。

##### <課題>

保護者が子どもの読書の大切さを認識し、大人も子どもも家庭で読書を楽しみ、子どもの読書の習慣化に積極的な役割を果たすことが求められます。

##### <取組>

#### (1) 家庭での取組の推進

ブックスタート事業、ブックリストの配布、図書館利用のPR等により、乳幼児期から家庭の中に本があり、家族みんなで読書を楽しめる環境づくりを推進します。

## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### I 子どもの読書環境の整備・充実

#### (2) 様々な機会での保護者等への啓発

様々な講座や事業の中で、保護者等へ読書の大切さを啓発し、子どもの読書習慣形成を促進します。



#### (3) 家族ふれあい読書の推進

読書を通して家族のふれあいを大切にするため、ノーゲームデーなども活用し、家族みんなで読書を楽しみ、コミュニケーションを深めることを推進します。



## 2 保健センター・子育て支援センター

### <現状>

乳幼児期の親子にとって、関わりの深い施設として、保健センター、子育て支援センターがあります。保健センターでの乳幼児健診・両親学級時のブックスマイルや、子育て支援センターでの読み聞かせなど、保護者に対し、読書に関する啓発を行っています。

### <課題>

現在、行っている取組をさらに発展させ、すべての保護者に、乳幼児期の本との触れ合いが子どもの人生に大きな影響を与えることを伝え、子育ての中に読書を取り入れるきっかけづくりを行うことが課題となります。

### <取組>

#### (1) ブックスマイル事業の推進

乳幼児健診、両親学級等の保健センターでの事業時に、保護者に対して行っている啓発活動を今後も充実させ、さらに、本の配布を伴うブックスタートについても推進します。



#### (2) 保護者向け講座の開催

乳幼児期から本に触れ合うことの大切さを伝えるため、保護者向け講座の開催を推進します。

## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### I 子どもの読書環境の整備・充実

#### (3) 子育て支援センターでの読み聞かせの充実

子どもたちへの絵本の読み聞かせなど、読書に関する行事を増やします。



#### (4) 子どもの読書活動に関する情報提供

優良図書やイベント情報等、子どもの読書活動に関する情報を提供します。

#### (5) 職員の研修

読み聞かせ等の職員の研修を行い、読書指導のスキルアップを目指します。

### 3 保育園・幼稚園等

#### <現状>

読書活動の大切さを理解し、園ごとに読み聞かせなどを行っています。

#### <課題>

園ごとの読書に関する優れた取組を生かし、市内保育園・幼稚園全体での読書環境の整備や読書活動の大切さなどについて、さらに、意識の向上を図ることが必要です。

#### <取組>

##### (1) 保育園・幼稚園での読み聞かせの推進

園児の絵本等への興味や関心を育てるよう、読み聞かせを推進します。

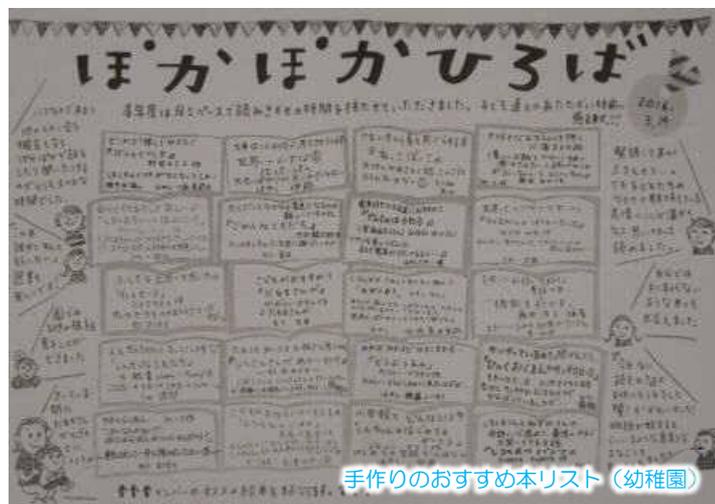


## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### I 子どもの読書環境の整備・充実

#### (2) 保育現場での多様な取組の実践

わらべうた、手遊び、劇遊びなど、保育・幼児教育の現場での多様な手法を取り入れて、読書活動へとつながるきっかけとします。



#### (3) 職員の研修

読み聞かせ等の職員の研修を行い、読書指導のスキルアップを目指します。

## 4 学校

### <現状>

小・中学校では、授業前の朝の読書活動を実施し、学級文庫を置くなど、本に親しむ工夫をしています。また、高等学校では、司書が配置され、司書教諭と共に学校図書館の運営や読書活動の推進に取り組んでいます。

### <課題>

小・中学校では、児童・生徒が本と出会う機会を増やすことが必要です。学習活動に活かせる、より魅力ある学校図書館づくりが求められています。

### <取組>

#### (1) 図書の実と利用促進

学校図書館では、児童・生徒に是非読んでもらいたい図書、新刊書、児童・生徒に人気のある図書等の選定・収集に努め、蔵書の充実を図ります。また、児童・生徒たちが利用しやすい学校図書館をめざし、図書の配置や、図書の紹介等を工夫します。



#### (2) 朝の読書活動の推進

読書習慣を身に付けるため、授業前の朝の読書活動を推進します。

## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### I 子どもの読書環境の整備・充実

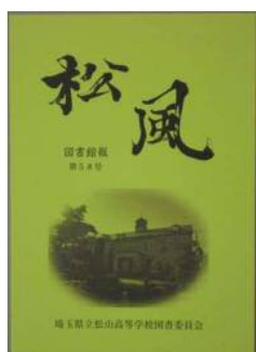
#### (3) 梶田隆章文庫の活用（中学校）

梶田隆章先生からの寄附金を原資として創設した「ノーベル物理学賞受賞梶田隆章基金」から科学関係の図書を購入し、市内公立中学校に梶田隆章文庫を設置しました。生徒が科学への興味を持ち、梶田先生に続く人材を育成するために活用促進を図ります。



#### (4) 学校ごとの特色ある読書活動の推進

図書委員会、PTA、ボランティアなどによる活動や高等学校における**ビブリオバトル**大会の参加など、学校ごとの特色ある読書活動を推進します。



## 5 市立図書館

※市立図書館・・・高坂図書館、なしの花図書室を含みます。

### <現状>

市立図書館は社会教育施設として、また、地域の情報拠点として、多くの市民に利用されています。子ども向け行事のおはなし会をはじめとして、保護者等への講座など、子どもの読書活動に関するサービスを実施しています。

### <課題>

今までの取組を活かし、より身近な質の高いサービスを提供する必要があります。

### <取組>

#### (1) 子どもの本の選定・収集の充実

子どもの心に深く届く良質な本の選定・収集の充実を図ります。

#### (2) 利用促進のための工夫

おすすめ本のブックリストの作成、配布や、季節に合わせて読んでほしい本の展示や紹介、読書通帳の配布など、市立図書館の利用促進につながる工夫をします。



## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### I 子どもの読書環境の整備・充実

#### (3) 子ども向け行事の充実

年齢に応じたおはなし会、かがくあそび、工作教室等を開催し、絵本や読書に親しみ、好奇心を育む機会を提供します。



#### (4) 保護者等への啓発

保護者、ボランティア等、子どもの読書に関わる人たちを対象にした読み聞かせ講座等を開催し、読書活動の普及・啓発を行います。

#### (5) 子育て支援の充実

子育てに関する図書、雑誌、赤ちゃん絵本の充実を図ります。また、子どもへの読書活動につながるように、保護者が読書に親しむ機会を確保するため、引き続き、利用者向け託児サービスを実施します。



## (6) ティーンズコーナーの充実

読書離れが進みがちな中学生・高校生向けの図書の選定・収集を行い、ティーンズコーナーの充実を図ります。



## (7) 職員の研修

県などが開催している児童サービスに関する研修に職員を積極的に参加させ、児童サービスの知識や読み聞かせなど技能の習得を図ります。また、図書館内研修により、職員全体のスキルアップを図ります。

## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### I 子どもの読書環境の整備・充実

## 6 学童保育等

#### <現状>

小学生が放課後を過ごす施設として、放課後児童クラブや放課後子ども教室等があります。活動時間や内容はそれぞれの施設で違いがあるため、読書への取組も様々です。

#### <課題>

放課後や休日という限られた時間の中で読書を取り入れ、小学生が読書に親しむ場を作ることが求められています。

#### <取組>

##### (1) 読書環境の整備

市立図書館の団体貸出等も活用しながら、読書環境の整備を推進します。

##### (2) 読書活動の時間の確保

本に触れる機会づくりに取り組むとともに、読書時間の確保を図ります。



## 7 読書活動に支援が必要な子どもたちへの対応

### <現状>

障害のある子どもや、日本語を母国語としない子どもに対しての読書活動への支援は、これから向上させていく段階にあります。

### <課題>

あらゆる子どもたちに、読書をする権利があるということを広めていくとともに、読書環境の整備を行うことが求められています。

### <取組>

#### (1) 資料の充実

障害の特性等に応じた資料の充実に努め、読書活動に支援が必要な子どもも気兼ねなく利用できる環境づくりを促進します。

#### (2) 多文化への配慮（市立図書館）

多文化に配慮した資料収集に努めます。また、外国語による利用案内の作成に取り組みます。

#### (3) 施設・設備の整備

読書支援機器及びICT技術を取り入れた施設・設備の整備を図ります。

#### (4) 職員の研修

障害のある子どもや、日本語を母国語としない子どもへのサービスの向上を図るため、関係する研修に参加します。



## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### Ⅱ 家庭・学校・地域の連携

## Ⅱ 家庭・学校・地域の連携

子どもの読書活動を推進するためには、子どもの生活の場である家庭、学校、地域の連携が不可欠です。それぞれの場での取組を連携させることで、効果的な広がりが期待されます。

すべての家庭で、親子が読書に親しみ、豊かな読書経験ができる環境を整えるため、学校、市立図書館等の施設や団体からのアプローチが必要とされます。

そこで、家庭・学校・地域の連携の中心として市立図書館を位置付けます。個人及び団体への貸出しを中心とした物的支援、講師派遣等を中心とした人的支援を行うと共に、関係施設を結びつける役割を担います。

※関係施設は30ページを参照

### 1 家庭との連携

#### <現状>

市立図書館では、0歳から利用登録が可能で、週末に親子で来館し、たくさん本を借りていく利用者がある一方、市立図書館の利用登録率は市民の約3分の1に留まっています。

#### <課題>

親子で気軽に市立図書館を利用する市民を増やすことが課題といえます。そのためには、主催行事などを通して、保護者に読書の大切さを理解してもらうことが必要です。

#### <取組>

#### (1) 市立図書館利用の促進

館外貸出の利用促進と共に、利用者向け託児サービス、おはなし会などを通して、乳幼児期から、親子で市立図書館を気軽に利用することを推進します。

#### (2) 行事・講座・教室等による啓発活動

市立図書館主催行事等への参加を呼びかけ、親子で市立図書館を訪れ、本に親しむ機会をつくれます。

## 2 保育園・幼稚園・子育て支援センター等との連携

### <現状>

市立図書館では、一部の保育園、幼稚園への団体貸出などを行っています。

### <課題>

各施設との情報共有を図りながら、読書活動へとつなげるための連携事業が必要です。

### <取組>

#### (1) 団体貸出の利用促進

団体貸出を利用することによって、子どもが様々な本に出会い、親しむ機会をつくれます。

#### (2) 市立図書館訪問の推進

幼稚園、保育園の園ごと、クラスごとに市立図書館を訪問することで、図書館を身近に感じ、友達と一緒に本を自由に選んだり、読んだりする楽しみを実感する取組を推進します。



保育園の図書館訪問

## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### Ⅱ 家庭・学校・地域の連携

## 3 学校との連携

#### <現状>

市立図書館では、小学校との情報交換を行い、学校訪問や団体貸出等の連携事業を実施しています。中学校や高等学校との情報交換も少しずつ進んできました。

#### <課題>

小学校との連携を行ってきた経緯を踏まえ、さらに、中学校や高等学校とも連携を進めていく必要があります。

#### <取組>

#### (1) 学校訪問の推進

市立図書館職員が学校を訪問し、ブックトーク、ストーリーテリング、図書館の利用案内を行います。



#### (2) 団体貸出の推進

調べ学習や授業の充実のため、団体貸出を推進します。

### (3) 市立図書館見学の推進

学校からの図書館見学を積極的に受け入れ、地域を知る学習への支援も含め、市立図書館利用を推進します。



### (4) 調べ学習の推進

子どもたちが情報を活用する力を身に付け、自ら学ぶ力を育てるよう推進します。

### (5) 市立図書館での体験学習の実施

中学生の社会体験チャレンジ事業や、高校生等の夏のボランティア体験受入れを実施することで、図書館への興味・関心の向上を図ります。

### (6) 学校ボランティアの支援

読み聞かせ講座、本の装備・修理講座を開催し、学校ボランティアを支援します。



## 4 ボランティア・地域団体との連携

### <現状>

子どもの読書活動に携わるボランティア団体は、市立図書館、学校等各施設で活発に活動を行っています。また、郷土の児童文学作品「天の園」の普及活動についても、様々な場所で活動が行われています。

### <課題>

団体間の読書活動に係る情報交換や、ボランティアの人材の確保、育成が求められています。

### <取組>

#### (1) 地域で活動するボランティアへの支援

市立図書館では、子どもの読書活動の充実のため、ボランティア団体へアドバイスや講師派遣を行い、活動を支援します。

#### (2) 市立図書館ボランティアとの協働

市立図書館では、ボランティア団体と引き続き連携を取りながら、おはなし会や子ども向けイベント等の開催において協働し、さらなる充実を図ります。



### (3) きらめき出前講座の充実

本の楽しさを伝えるために、地域の子ども会や学校等で実施するきらめき出前講座の充実を図ります。

### (4) 郷土の児童文学作品「天の園」の普及

子どもが、郷土愛を育み、郷土に誇りを持ち、名作を後世に語り継ぐための普及活動を推進します。

市立図書館では、保護者や子どもに郷土の児童文学作品を広く知ってもらうために、「天の園」コーナーの設置を行います。

また、紙芝居、人形劇等の普及活動を行うボランティア団体を支援します。



「天の園」紙芝居上演（図書館まつり）



「天の園」打木村治作 偕成社刊（1976年）



天の園顕彰碑（唐子中央公園）

## 第4章 読書活動推進のための具体的な方策

### Ⅲ 子どもの読書活動の普及・啓発

## Ⅲ 子どもの読書活動の普及・啓発

子どもの自主的な読書活動を推進するためには、家庭・学校・地域の大人たちが、読書活動の重要性を理解し、関心を持つことが重要です。

読書活動に関する取組について、関係施設間で情報を共有していきます。

※関係施設は 30 ページを参照

### 1 「子ども読書の日」を中心とした啓発

#### <現状>

子ども読書の日（4月23日）、こどもの読書週間（4月23日～5月12日）及び、読書週間（10月27日～11月9日）について、ポスターやチラシ、協賛行事等で周知を行っています。

#### <課題>

子どもの読書活動の推進につながる啓発方法を、さらに工夫する必要があります。

#### <取組>

#### （1）ホームページや市広報紙への掲載

子どもの読書活動普及のため、ホームページや広報紙に子ども読書の日、こどもの読書週間、読書週間について、関連記事を掲載します。

#### （2）協賛行事の実施

保護者や子どもが本への興味・関心をもつために、児童書の展示、ブックリストの作成、映画会の実施等、協賛行事をさらに充実させます。



## 2 読書活動に係る情報収集・提供

### <現状>

読書活動に関する様々な情報について、関係施設間の情報の共有は一部に限られています。

### <課題>

関係施設間の情報共有や市民への情報発信を、さらに充実させる必要があります。

### <取組>

#### (1) 関係施設間の情報の共有

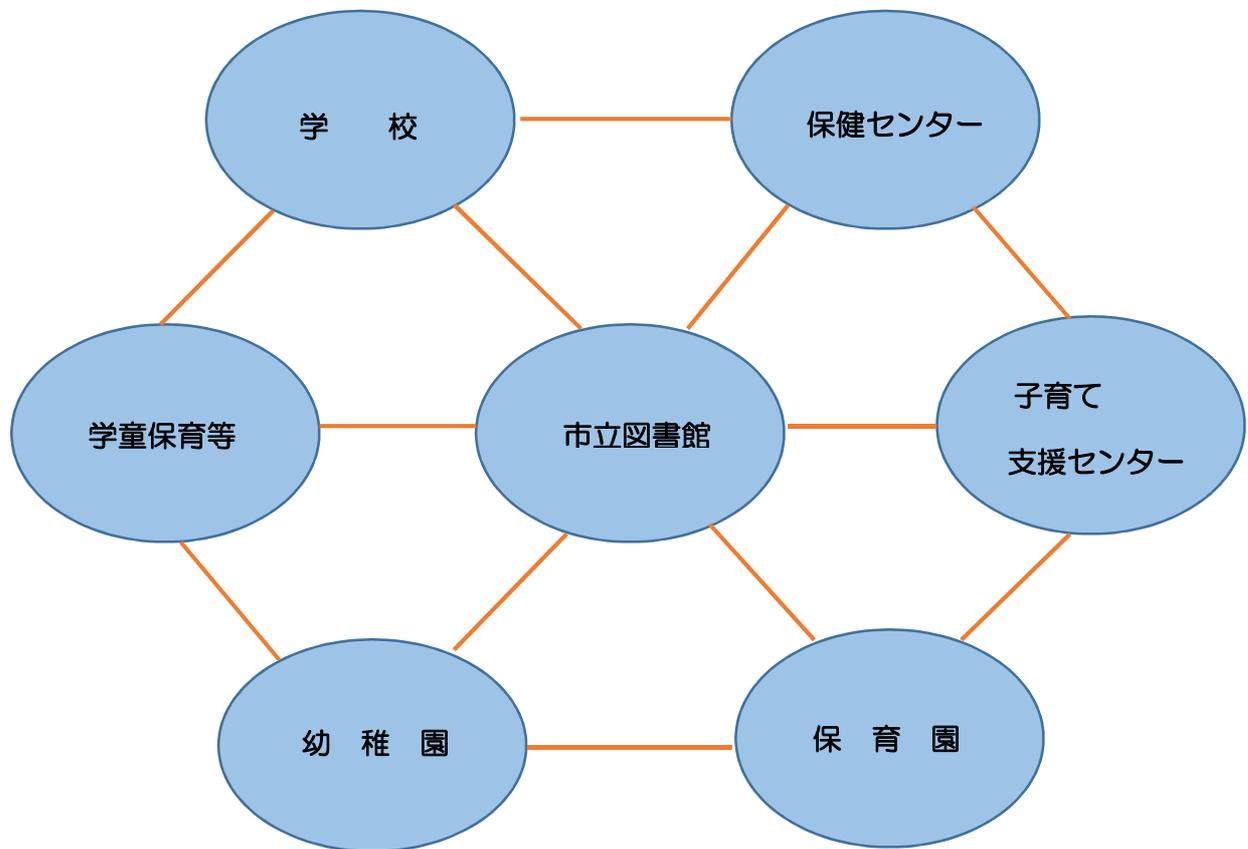
読書活動に関する新たな取組などの情報を、関係施設間で共有を図ります。

#### (2) 読書活動に関する情報の提供

ホームページや広報紙、市立図書館で発行している「図書館だより」、関係施設の刊行物等を有効に活用し、保護者と子どもに読書活動に関する情報を提供します。



## 関係施設



# 資料編



## 用語解説

行	用語	説明	掲載ページ
あ行	ICT	Information and Communication Technology(インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー)の略で、情報や通信に関する科学技術の総称。	21
	朝の読書	朝の授業の前に10分程度、読書の時間を設ける取組。	15
	おはなし会	市立図書館で子ども向けに行っている定例行事。絵本の読み聞かせや紙芝居などを行っている。	17、18 22、26
か行	かがくあそび	科学に関する実験や工作などを取り入れ、本の紹介を行う行事。	18
	梶田隆章先生	2015年、ノーベル物理学賞を受賞。東松山市出身、野本小、南中学校を卒業。ニュートリノの観測施設スーパーカミオカンデで観測を行い、ニュートリノが質量をもつことを確認したことが高く評価され受賞した。東松山市名誉市民。	16
	学校ボランティア	学校ごとに組織されたボランティア。PTA活動に限らず、地域から募集して活動している場合もある。読書に関する活動では「読み聞かせボランティア」「図書整備ボランティア」等がある。	25
	きらめき出前講座	市内の団体に市の職員等を講師として派遣する講座。市立図書館では「本を楽しもう！」などのメニューがある。	27
	子育て支援センター	子育て支援の拠点施設として設立された独立センター型の施設。「ソーレ」「マーレ」の2か所がある。0歳から3歳までの乳幼児およびその保護者のための遊び、親子の交流、情報交換の場となっている。	7、11 12、23
	子ども読書の日	「子どもの読書活動の推進に関する法律」により、子どもの読書活動についての関心と理解を深め、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、4月23日を「子ども読書の日」と定めた。	28
	こどもの読書週間	公益社団法人読書推進運動協議会が定めた、4月23日（子ども読書の日）から、5月12日までの約3週間。	28
さ行	社会体験チャレンジ事業	社会体験の一環として、中学2年生が3日間にわたり、市内の事業所や施設での職業体験を行う事業。	25
	ストーリーテリング	物語（お話）を覚えて語ること。	24

た行	団体貸出	市立図書館が市内の施設やグループに1回につき50冊以内、約1か月間貸出しを行うサービス。	20、23 24
	手遊び	歌を歌いながら、手や指の動作を使う遊び。おはなし会の時などに導入や気分転換の方法として用いられる。	14
	ティーンズコーナー	市立図書館にある、10代に読んでほしい本を集めたコーナー。	19
	天の園	打木村治（うちきむらじ 1904-1990 児童文学作家）の作品。東松山市内の旧唐子村（現在の唐子地区）を舞台とした全6部の長編小説。『路傍の石』『次郎物語』と並ぶ日本の三大児童文学と言われている。	26、27
	読書支援機器	印刷された文字が読みにくい方の読書を支援したり、障害者サービス用資料を利用するための機器。拡大読書器やDAISY再生機などがある。	21
	読書週間	読書の普及のために、公益社団法人読書推進運動協議会が定めた、10月27日から11月9日の文化の日を中心にした2週間。	28
	読書通帳	自分が読んだ本のタイトルや貸出日を記録することで、読書意欲を高めるためのもの。	17
な行	夏のボランティア	主に夏休み期間中の児童、生徒、社会人にボランティア体験の場を広く提供することを目的に7、8月を強化月間として、県下全域の市町村社会福祉協議会で取り組まれる事業。	25
	乳幼児健診	保健センターで行っている乳幼児の健康を守るための健康診査や健康相談。	11
	ノーゲームデー	ゲームから離れることで自然や家族、地域と触れ合うことの大切さを見直してもらうことを目指して、市内小・中学校校長会と市教育委員会が平成27年に定めた日のこと。毎月第2・4水曜日はゲームやスマートフォンなどの使用を控えて、家族との語らいや読書・家庭学習に取り組むことなどを推奨している。	10
は行	ビブリオバトル	発表参加者が本を持ち寄り面白いと思う本の魅力を5分程度で紹介し合い、一番読みたくなった本を参加者全員の多数決で決定する。	16
	ブックスタート	0歳児から絵本に親しみ、読み聞かせなどを通じて親子のふれあいを深めるため、健診の機会等を利用して乳児と保護者に読み聞かせを行いながら絵本を配布する事業。	9、11
	ブックスマイル	保健センターでの乳幼児健診や両親学級の際に、乳幼児に適した絵本の選び方や読み聞かせについての紹介などを行う。また、絵本の読み聞かせを紹介するコーナーを設けている。	11

	ブックトーク	テーマを決めて、読み聞かせ等を交えながら数冊の本を紹介すること。	24
	ブックリスト	読書を薦めたり本を紹介するために、図書館等で年齢別・項目別等に分けて作成する本のリスト。	9、17 28
	放課後子ども教室	小学校の余裕教室を活用し、地域住民のボランティアなどの協力を得て実施する「放課後の子どもの居場所づくり」事業のひとつ。勉強や遊び、地域住民との交流活動等のプログラムを行う。	20
	放課後児童クラブ	保護者が就労・病気・介護などのため、家庭において放課後の保育ができない家庭の子どもを預かり、学童保育を行う施設。	20
	ホームページや 広報紙	読書活動の情報提供を行う主な方法として、紙媒体では「広報ひがしまつやま」、WEBでは「東松山市ホームページ」「子育て応援サイトママフレ」等がある。	28、29
ら行	利用者向け託児 サービス	市立図書館で、子育て中の保護者の図書館利用の促進を図るため、生後6か月から小学校就学前の乳幼児を預かるサービス。	18、22
	両親学級	保健センターで行っている、妊婦とその配偶者を対象にした、妊娠・出産・育児についての教室。	11
わ行	わらべうた	昔から伝えられてきた子どもの遊び歌。乳幼児の読書への導入や親子のコミュニケーションを育む方法として用いられる。	14

## 東松山市子どもの読書アンケート調査結果

東松山市子ども読書活動推進計画を策定するにあたり、子どもたちの読書活動の現状を把握するため、「東松山市子どもの読書アンケート」を実施しました。

### ●調査期間

平成28年10月5日（水）～平成28年10月19日（水）

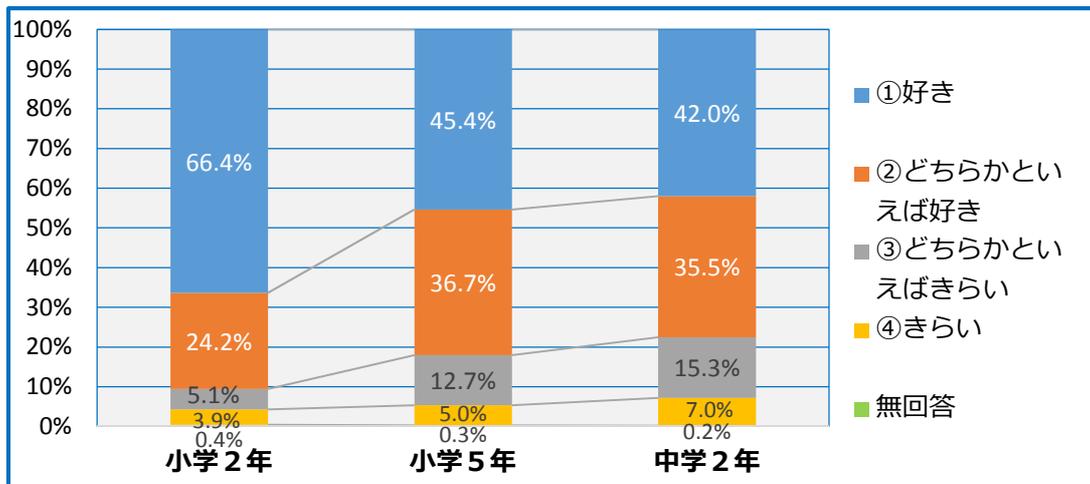
### ●調査対象

市内公立小学校2年生	727人
〃 5年生	725人
<u>市内公立中学校2年生</u>	<u>653人</u>
合計	2,105人

◇◇東松山市子どもの読書アンケート調査結果◇◇

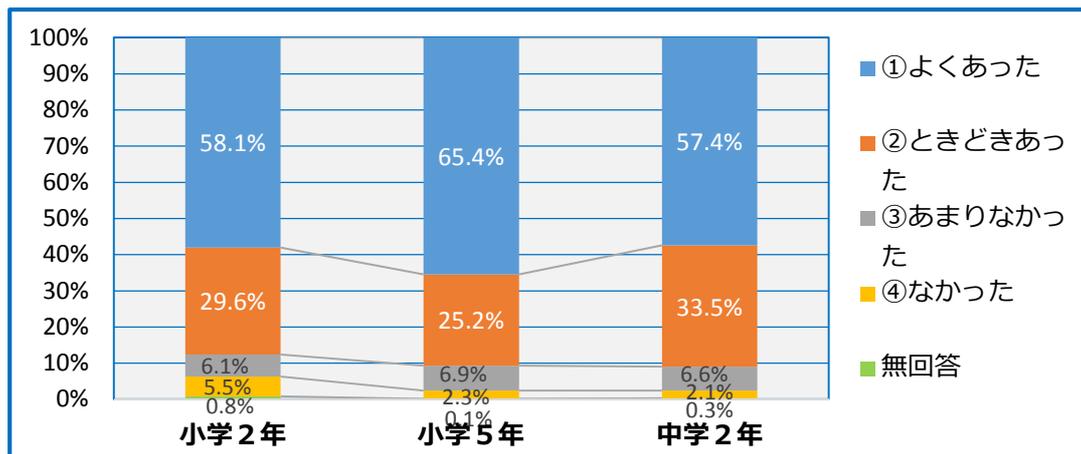
**質問 1** あなたは本を読むことが好きですか。

回 答	小学 2 年	小学 5 年	中学 2 年
①好き	66.4%	45.4%	42.0%
②どちらかといえば好き	24.2%	36.7%	35.5%
③どちらかといえば嫌い	5.1%	12.7%	15.3%
④嫌い	3.9%	5.0%	7.0%
無回答	0.4%	0.3%	0.2%



**質問 2** あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか。

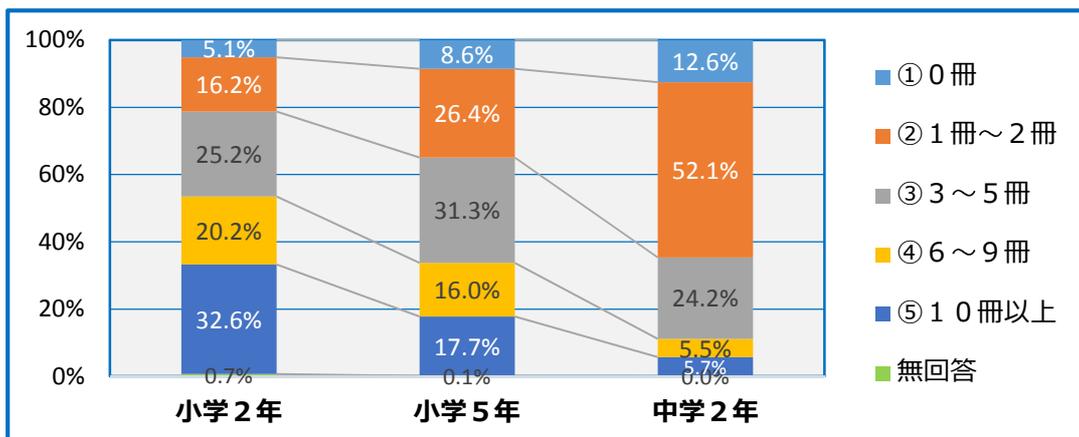
回 答	小学 2 年	小学 5 年	中学 2 年
①よくあった	58.1%	65.4%	57.4%
②ときどきあった	29.6%	25.2%	33.5%
③あまりなかった	6.1%	6.9%	6.6%
④なかった	5.5%	2.3%	2.1%
無回答	0.8%	0.1%	0.3%



**質問3** あなたは、9月に何冊本を読みましたか。

(読みかけの本も1冊に数えます。教科書・マンガ・雑誌は数えません。)

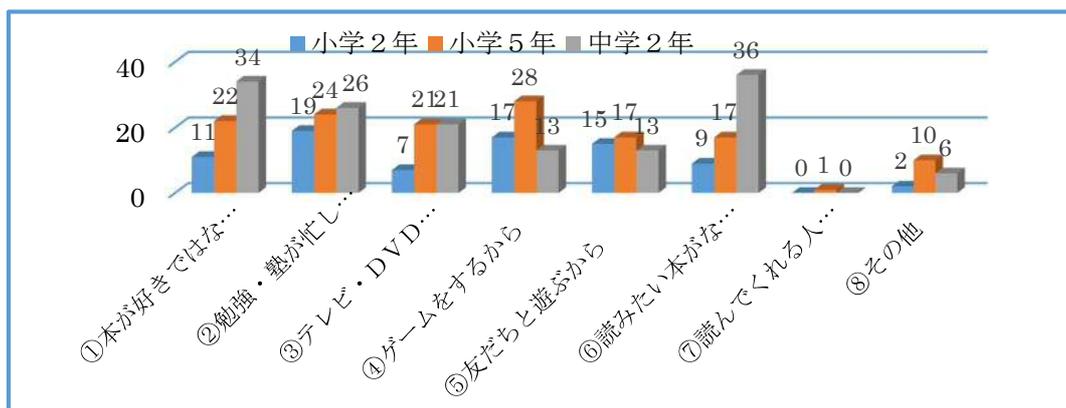
回 答	小学2年	小学5年	中学2年
① 0冊	5.1%	8.6%	12.6%
② 1冊～2冊	16.2%	26.4%	52.1%
③ 3～5冊	25.2%	31.3%	24.2%
④ 6～9冊	20.2%	16.0%	5.5%
⑤ 10冊以上	32.6%	17.7%	5.7%
無回答	0.7%	0.1%	0%



**質問4** 質問3で、「0冊」をえらんだ人は、教えてください。

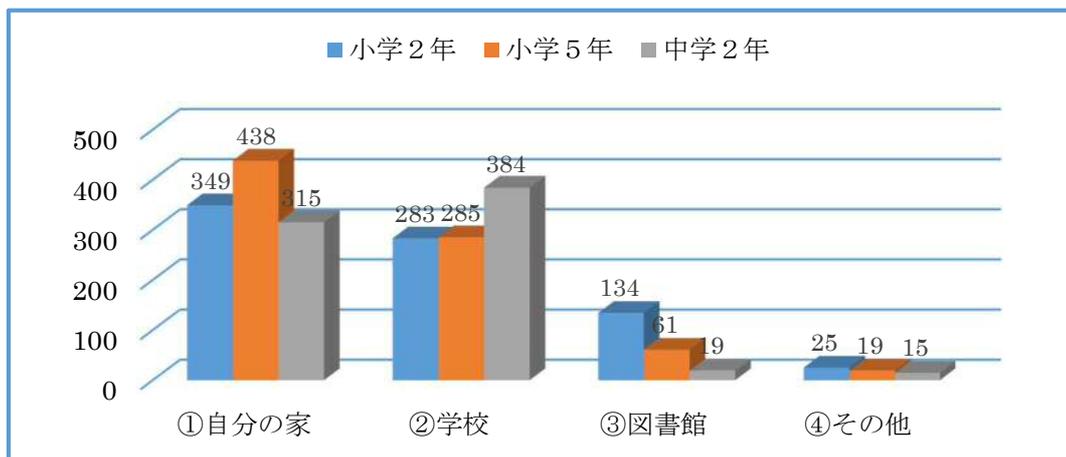
読まなかったのはなぜですか。[いくつでも]

回 答	小学2年	小学5年	中学2年
①本が好きではないから	11人	22人	34人
②勉強・塾が忙しいから	19人	24人	26人
③テレビ・DVDをみるから	7人	21人	21人
④ゲームをするから	17人	28人	13人
⑤友だちと遊ぶから	15人	17人	13人
⑥読みたい本がないから	9人	17人	36人
⑦読んでくれる人がいなかったから	0人	1人	0人
⑧その他	2人	10人	6人



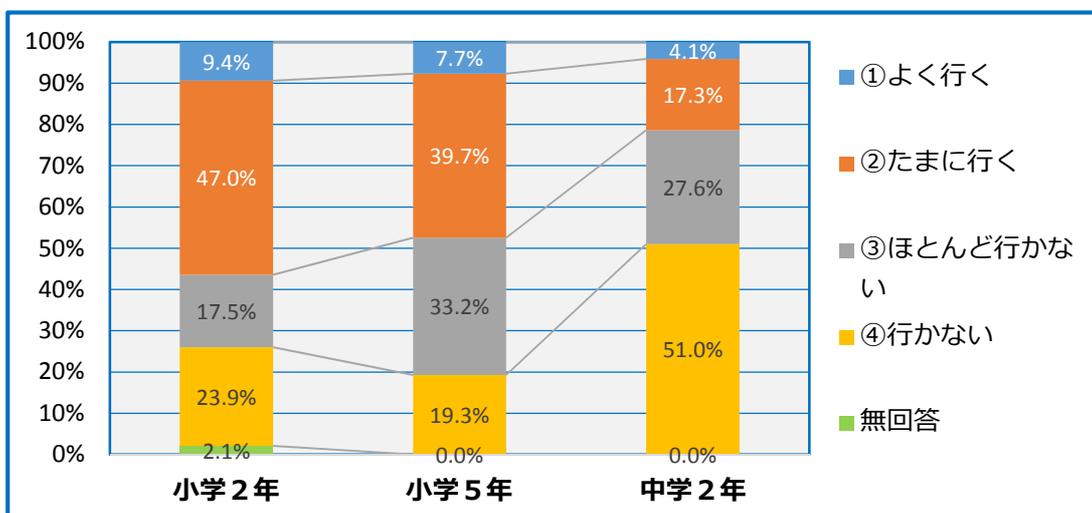
**質問5** あなたは、本を読むとき、どこで読むことが多いですか。

回 答	小学2年	小学5年	中学2年
①自分の家	349人	438人	315人
②学校	283人	285人	384人
③図書館	134人	61人	19人
④その他	25人	19人	15人



**質問6** 休み時間に学校の図書室に行きますか。

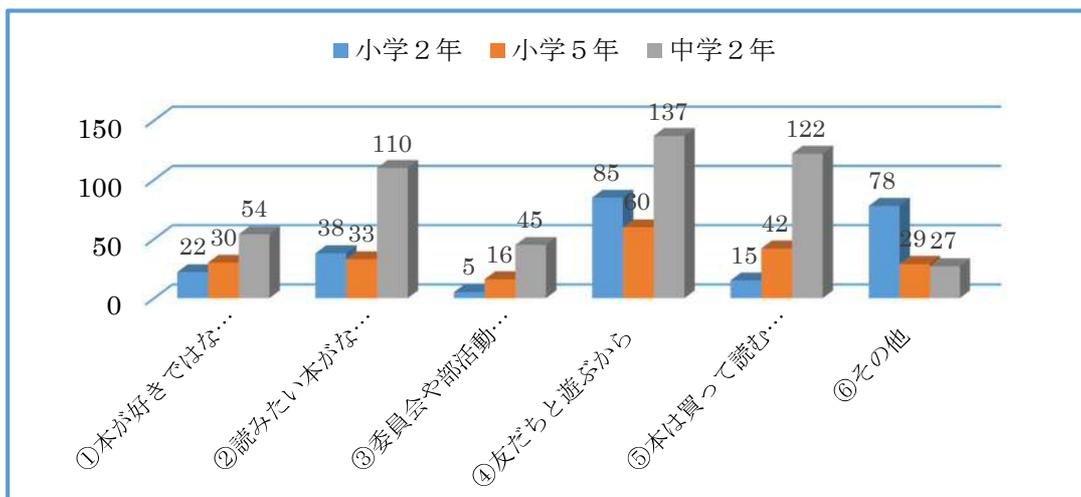
回 答	小学2年	小学5年	中学2年
①よく行く	9.4%	7.7%	4.1%
②たまに行く	47.0%	39.7%	17.3%
③ほとんど行かない	17.5%	33.2%	27.6%
④行かない	23.9%	19.3%	51.0%
無回答	2.1%	0%	0%



**質問 7** 質問 6で「行かない」をえらんだ人は、教えてください。

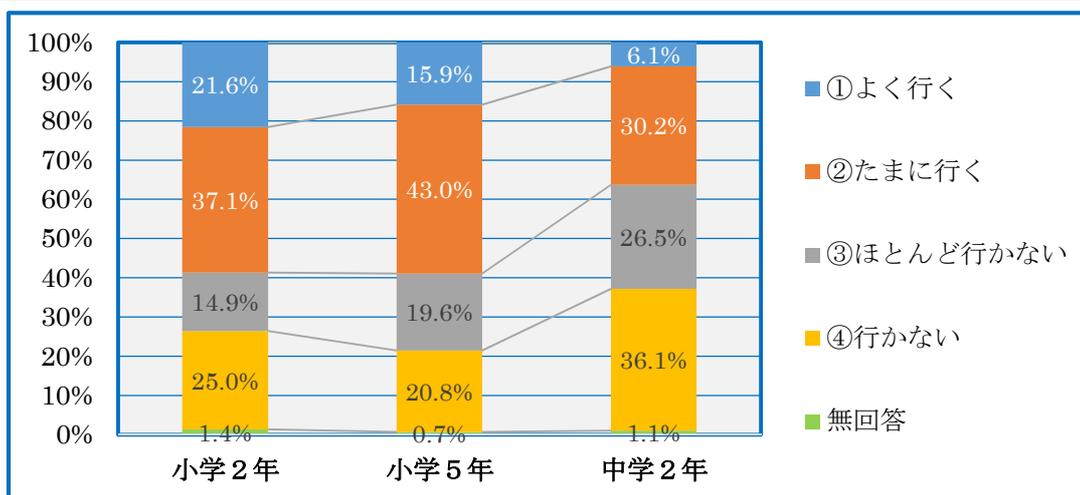
行かないのはなぜですか。[いくつでも]

回 答	小学 2 年	小学 5 年	中学 2 年
①本が好きではないから	22 人	30 人	54 人
②読みたい本がないから	38 人	33 人	110 人
③委員会や部活動などで忙しいから	5 人	16 人	45 人
④友だちと遊ぶから	85 人	60 人	137 人
⑤本は買って読むから	15 人	42 人	122 人
⑥その他	78 人	29 人	27 人



**質問 8** あなたは、市の図書館に行きますか。※授業で行くのは入れません。

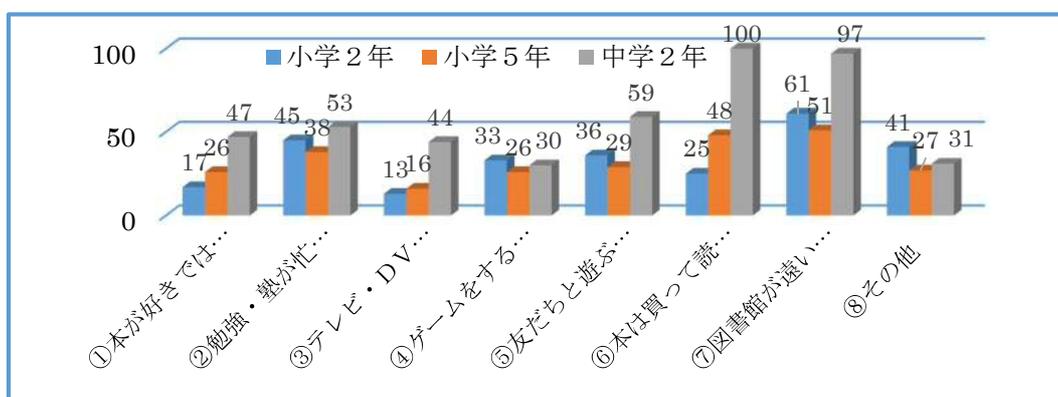
回 答	小学 2 年	小学 5 年	中学 2 年
①よく行く	21.6%	15.9%	6.1%
②たまに行く	37.1%	43.0%	30.2%
③ほとんど行かない	14.9%	19.6%	26.5%
④行かない	25.0%	20.8%	36.1%
無回答	1.4%	0.7%	1.1%



**質問 9** 質問 8 で「行かない」をえらんだ人は、教えてください。

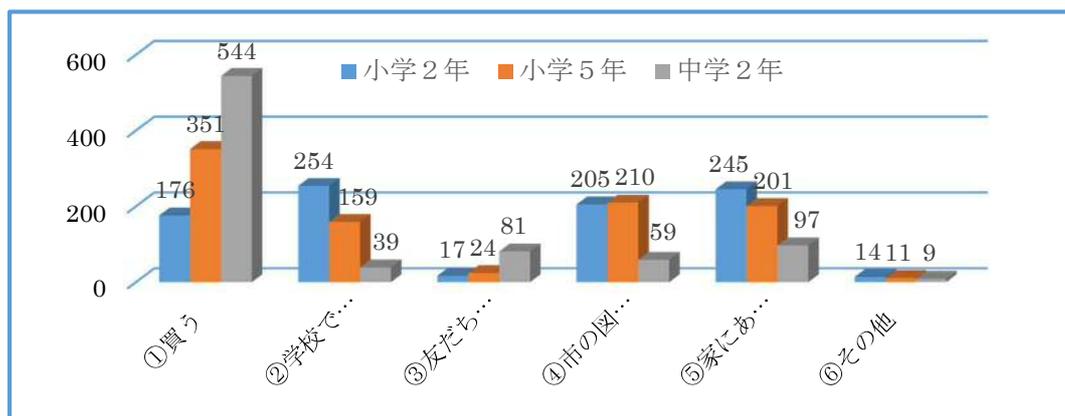
行かないのはなぜですか。[いくつでも]

回 答	小学 2 年	小学 5 年	中学 2 年
①本が好きではないから	17 人	26 人	47 人
②勉強・塾が忙しいから	45 人	38 人	53 人
③テレビ・DVDをみるから	13 人	16 人	44 人
④ゲームをするから	33 人	26 人	30 人
⑤友だちと遊ぶから	36 人	29 人	59 人
⑥本は買って読むから	25 人	48 人	100 人
⑦図書館が遠いから	61 人	51 人	97 人
⑧その他	41 人	27 人	31 人



**質問 10** あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れますか。

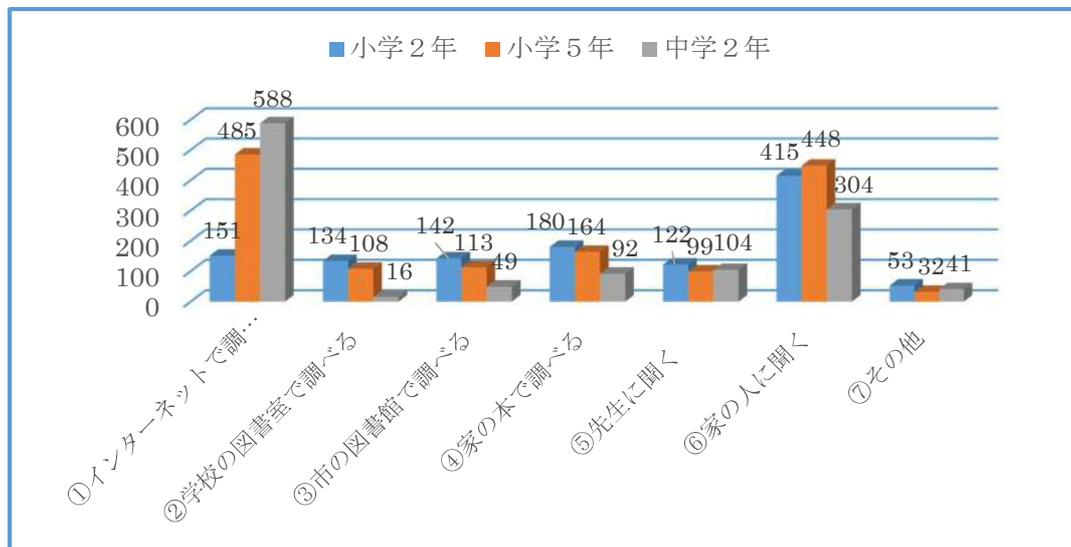
回 答	小学 2 年	小学 5 年	中学 2 年
①買う	176 人	351 人	544 人
②学校で借りる	254 人	159 人	39 人
③友だちから借りる	17 人	24 人	81 人
④市の図書館で借りる	205 人	210 人	59 人
⑤家にある本を読む	245 人	201 人	97 人
⑥その他	14 人	11 人	9 人



**質問 11** あなたは、わからないことや知りたいことがあったとき、どうやって調べますか。

[いくつでも]

回 答	小学2年	小学5年	中学2年
①インターネットで調べる	151人	485人	588人
②学校の図書室で調べる	134人	108人	16人
③市の図書館で調べる	142人	113人	49人
④家の本で調べる	180人	164人	92人
⑤先生に聞く	122人	99人	104人
⑥家の人に聞く	415人	448人	304人
⑦その他	53人	32人	41人



ひがしまつやまし こ どくしょ  
◆◆東松山市子どもの読書アンケート◆◆

ひがしまつやましりつとしょかん  
東松山市立図書館

※あてはまるところに○をつけてください。

しょうがっこう  
小学校

ねんせい  
年生

おとこ おんな  
男・女

しつもん  
質問 1 あなたは本を読むことが好きですか。

- ①好き ②どちらかといえば好き ③どちらかといえばきらい ④きらい

しつもん  
質問 2 あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらった  
ことがありますか。

- ①よくあった ②ときどきあった ③あまりなかった ④なかった

しつもん  
質問 3 あなたは、9月に何冊本を読みましたか。

(読みかけの本も1冊に数えます。教科書・マンガ・雑誌は数えません。)

- ①0冊 ②1冊～2冊 ③3～5冊 ④6～9冊 ⑤10冊以上

しつもん  
質問 4 質問3で、「0冊」をえらんだ人は、答えてください。

よ  
読まなかったのはなぜですか。[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②勉強・塾が忙しいから ③テレビ・DVDをみるから  
④ゲームをするから ⑤友達と遊ぶから ⑥読みたい本がないから  
⑦読んでくれる人がいなかったから ⑧その他 ( )

しつもん  
質問 5 あなたは、本を読むとき、どこで読むことが多いですか。

- ①自分の家 ②学校 ③図書館 ④その他 ( )

しつもん  
質問 6 休み時間に学校の図書室に行きますか。

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない ※うら面も答えてください

質問7

質問6で「行かない」をえらんだ人は、教えてください。

行かないのはなぜですか。[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③委員会などで忙しいから
- ④友達と遊ぶから ⑤本は買って読むから ⑥その他 ( )

質問8

あなたは、市の図書館に行きますか。※授業で行くのは入れません。

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない

質問9

質問8で「行かない」をえらんだ人は、教えてください。

行かないのはなぜですか。[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②勉強・塾が忙しいから ③テレビ・DVDをみるから
- ④ゲームをするから ⑤友達と遊ぶから ⑥本は買って読むから
- ⑦図書館が遠いから ⑧その他 ( )

質問10

あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れますか。

- ①買う ②学校で借りる ③友達から借りる ④市の図書館で借りる
- ⑤家にある本を読む ⑥その他 ( )

質問11

あなたは、わからないことや知りたいことがあったとき、どうやって調べますか。

[いくつでも]

- ①インターネットで調べる ②学校の図書室で調べる ③市の図書館で調べる
- ④家の本で調べる ⑤先生に聞く ⑥家の人に聞く ⑦その他 ( )

◇◇ご協力ありがとうございました◇◇

◆◆東松山市子どもの読書アンケート◆◆

東松山市立図書館

※あてはまるところに○をつけてください。

中学校

年生

男・女

**質問1** あなたは本を読むことが好きですか。

- ①好き ②どちらかといえば好き ③どちらかといえば嫌い ④嫌い

**質問2** あなたが小さいとき、家の人や保育園、幼稚園の先生などに本を読んでもらったことがありますか。

- ①よくあった ②ときどきあった ③あまりなかった ④なかった

**質問3** あなたは、9月に何冊本を読みましたか。

(読みかけの本も1冊に数えます。教科書・マンガ・雑誌は数えません。)

- ①0冊 ②1冊～2冊 ③3～5冊 ④6～9冊 ⑤10冊以上

**質問4** 質問3で、「0冊」をえらんだ人は、教えてください。

読まなかったのはなぜですか。[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②勉強・塾が忙しいから ③テレビ・DVDをみるから  
④ゲームをするから ⑤友だちと遊ぶから ⑥読みたい本がないから  
⑦読んでくれる人がいなかったから ⑧その他 ( )

**質問5** あなたは、本を読むとき、どこで読むことが多いですか。

- ①自分の家 ②学校 ③図書館 ④その他 ( )

**質問6** 休み時間に学校の図書室に行きますか。

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない ※裏面も教えてください

**質問 7** 質問 6 で「行かない」をえらんだ人は、教えてください。

行かないのはなぜですか。[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②読みたい本がないから ③委員会や部活動で忙しいから  
④友だちと遊ぶから ⑤本は買って読むから ⑥その他 ( )

**質問 8** あなたは、市の図書館に行きますか。※授業で行くのは入れません。

- ①よく行く ②たまに行く ③ほとんど行かない ④行かない

**質問 9** 質問 8 で「行かない」をえらんだ人は、教えてください。

行かないのはなぜですか。[いくつでも]

- ①本が好きではないから ②勉強・塾が忙しいから ③テレビ・DVDをみるから  
④ゲームをするから ⑤友だちと遊ぶから ⑥本は買って読むから  
⑦図書館が遠いから ⑧その他 ( )

**質問 10** あなたは本を読むとき、その本をどのようにして手に入れますか。

- ①買う ②学校で借りる ③友だちから借りる ④市の図書館で借りる  
⑤家にある本を読む ⑥その他 ( )

**質問 11** あなたは、わからないことや知りたいことがあったとき、どうやって調べますか。

[いくつでも]

- ①インターネットで調べる ②学校の図書室で調べる ③市の図書館で調べる  
④家の本で調べる ⑤先生に聞く ⑥家の人に聞く ⑦その他 ( )

◆◆ご協力ありがとうございました◆◆

○子どもの読書活動の推進に関する法律

(平成十三年十二月十二日)

(法律第百五十四号)

第百五十三回臨時国会

第一次小泉内閣

子どもの読書活動の推進に関する法律をここに公布する。

子どもの読書活動の推進に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第二条 子ども(おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。)の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(国の責務)

第三条 国は、前条の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(事業者の努力)

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、子どもの読書活動が推進されるよう、子どもの健やかな成長に資する書籍等の提供に努めるものとする。

(保護者の役割)

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

(関係機関等との連携強化)

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

(子ども読書活動推進基本計画)

第八条 政府は、子どもの読書活動の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画（以下「子ども読書活動推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 政府は、子ども読書活動推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

3 前項の規定は、子ども読書活動推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県子ども読書活動推進計画等)

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の

推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

（子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

（財政上の措置等）

第十一条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策を実施するため必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

○東松山市立図書館設置及び管理条例

昭和33年2月24日

条例第4号

(設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、本市に図書館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
東松山市立図書館	東松山市本町二丁目11番20号
東松山市立高坂図書館	東松山市元宿二丁目6番地1

2 図書館に必要があるときは、分館を置くことができる。

(管理)

第3条 図書館は、教育委員会が管理する。

(職員)

第4条 図書館に次の職員を置く。

館長

主事

司書

司書補

その他の職員

2 必要あるときは、顧問及び副館長を置くことができる。

(研修室等の許可)

第5条 研修室又は視聴覚ホールを利用できる者は、利用の目的が図書館の設置目的にあった市内の団体とする。

2 展示室を利用できる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 学習活動、文化活動等を行う団体又は個人

(2) その他教育委員会が特別の理由があると認めたもの

3 前2項に規定する施設(以下「研修室等」という。)を利用しようとする

者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも同様とする。

4 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、許可しないものとする。

(1) 図書館の事業と目的に反すると認められるとき。

(2) 秩序を乱すおそれがあるとき。

(3) 営利を目的とするとき。

(4) その他管理上支障があると認められるとき。

5 教育委員会は、第3項の許可をする場合において、図書館の管理上必要があると認めるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(研修室等の利用期間)

第6条 研修室等を引き続き利用することができる期間は、7日間とする。

ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこれを変更することができる。

(権利の譲渡等の禁止)

第7条 第5条第3項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用目的が許可内容と異なったとき。

(2) 第5条第5項の規定による条件に違反したとき。

(3) 前条の規定に違反したとき。

(4) 災害その他の事故により研修室等の利用ができなくなったとき。

(5) 図書館運営上、特に必要と認めるとき。

(使用料)

第9条 展示室の利用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、展示室の利用の許可を受ける際に納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。

- (1) 市又は教育委員会が主催し、若しくは共催する行事等に利用するとき。
- (2) 市又は教育委員会が構成員となっている団体が主催する行事等に利用するとき。
- (3) その他市長が特別な理由があると認めるとき。

(使用料の還付)

第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 図書館の管理上必要があるため、教育委員会が利用許可を取り消したとき。
- (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、展示室を利用することができないとき。
- (3) 利用者が、使用料を納付した後、教育委員会規則で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(原状回復の義務)

第12条 研修室等の利用者は、利用が終了したときは、速やかに原状に復さなければならない。第8条の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも同様とする。

(損害賠償等)

第13条 図書館の施設、設備等を損傷し、又は亡失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

2 図書館資料を損傷し、又は亡失した者は、教育委員会が指定する資料を代納し、又は相当の代価を弁償しなければならない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(図書館協議会)

第14条 法第14条第1項の規定に基づき、図書館に、図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、8人とする。

3 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が任命する。

4 委員の任期は、2年とする。

5 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年9月26日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年10月1日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年9月1日から適用する。

附 則（昭和46年6月25日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年3月22日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第2条の改正規定は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則（昭和54年9月28日条例第26号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月30日条例第8号）

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年3月26日条例第15号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年3月19日条例第8号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月22日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成19年9月27日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第9条の規定は、この条例の施行の日以後の申請で平成20年1月1日以後の利用に係るものから適用する。

附 則（平成24年3月23日条例第7号）

（施行期日）

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に東松山市立図書館協議会の委員（以下「旧委員」という。）である者は、この条例の施行の日、改正後の東松山市立図書館設置及び管理条例第14条第3項の規定により任命された委員とみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる委員の任期は、同条第4項の規定にかかわらず、同日における旧委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表（第9条関係）

施設名	利用区分	金額（円）
展示室1	午前	1,400
	午後	3,100
	1日	4,500
展示室2	午前	1,100
	午後	2,500
	1日	3,600

全室（ホールを含む。）	午前	3,200
	午後	7,100
	1日	10,300

#### 備考

- 1 午前とは午前9時30分から正午まで、午後とは午後1時から午後7時まで、1日とは午前9時30分から午後7時までをいう。
- 2 市民以外の者が利用し、又は市民以外の者を主たる対象者として利用する場合の使用料の金額は、所定の使用料の金額に100分の150を乗じた額とする。
- 3 市民以外の者とは、次のとおりとする。
  - (1) 市外に住所を有する個人（市内に在勤又は在学の者を除く。）
  - (2) 市外に住所を有する法人、団体等
- 4 展示室を展示会等に利用し、1日を単位として2日以上連続して利用する場合の使用料については、次のとおりとする。
  - (1) 2日連続して利用した場合の使用料は、所定の使用料の金額に100分の75を乗じた額とする。
  - (2) 3日連続して利用した場合の使用料は、所定の使用料の金額に100分の70を乗じた額とする。
  - (3) 4日連続して利用した場合の使用料は、所定の使用料の金額に100分の65を乗じた額とする。
  - (4) 5日連続して利用した場合の使用料は、所定の使用料の金額に100分の60を乗じた額とする。
  - (5) 6日連続して利用した場合の使用料は、所定の使用料の金額に100分の55を乗じた額とする。
  - (6) 7日連続して利用した場合の使用料は、所定の使用料の金額に100分の50を乗じた額とする。
- 5 使用料の金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

○東松山市立図書館設置及び管理条例施行規則

昭和35年7月14日

教委規則第2号

目次

第1章 通則（第1条—第7条）

第2章 図書館奉仕（第8条—第27条）

第3章 組織等（第28条—第30条）

第4章 図書館資料の寄贈及び寄託（第31条—第34条）

第5章 図書館協議会（第35条—第37条）

附則

第1章 通則

（趣旨）

第1条 この規則は、東松山市立図書館設置及び管理条例（昭和33年東松山市条例第4号。以下「条例」という。）第15条の規定に基づき、東松山市立図書館（以下「市立図書館」という。）及び東松山市立高坂図書館（以下「高坂図書館」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（休館日）

第2条 市立図書館及び高坂図書館（以下「図書館」という。）の休館日は、次のとおりとする。ただし、市立図書館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、東松山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の許可を得て変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 毎月第4月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たる場合は、その翌日）
- (2) 1月1日から4日まで及び12月29日から31日までの日
- (3) 特別整理期間（毎年10日以内）

（利用時間）

第3条 市立図書館の利用時間は、午前9時30分から午後7時までとする。

2 高坂図書館の利用時間は、次のとおりとする。

(1) 一般・児童開架室

ア 月曜日～金曜日 午前9時30分から午後6時まで

イ 土曜日・日曜日 午前9時30分から午後5時15分まで

(2) 会議室 午前9時30分から午後9時30分まで

3 前2項の規定にかかわらず、館長が必要と認めたときは、臨時に利用時間を変更することができる。

(利用の制限)

第4条 この規則又は館長の指示に従わないものに対して、館長は、図書館資料及び施設の利用を禁止することができる。

(事業)

第5条 図書館の事業は、次のとおりとする。

(1) 図書館資料の収集、整理及び保存に関すること。

(2) 図書館資料の館内利用及び館外貸出に関すること。

(3) 読書会、研究会、講座、鑑賞会、展示会等に関すること。

(4) 読書案内、読書相談及び調査研究に対する援助に関すること。

(5) 図書館資料の図書館相互の貸借に関すること。

(6) 学校、市民活動センターその他の施設及び団体との連絡協力に関すること。

(7) 分室の運営に関すること。

(8) その他図書館奉仕の目的達成に必要な事業

(館内利用)

第6条 図書館資料を館内で利用しようとする者は、所定の閲覧場所又は視聴場所で利用しなければならない。

(複写利用)

第7条 図書館資料（相互貸借で借り受けた資料のうち貸出館により複写を禁止されていない資料を含む。以下この条において同じ。）の複写を希望するものは、著作権法（昭和45年法律第48号）第31条の規定により、複写

を受けることができる。

- 2 館長は、前項の複写が不相当と認めた場合は、許可しないことができる。
- 3 図書館資料の複写について著作権法に規定する責任は、当該複写の申込みを依頼したものが負わなければならない。
- 4 図書館資料の複写を依頼したものに対しては、実費を徴収する。

## 第2章 図書館奉仕

### (個人貸出)

第8条 図書の館外利用をすることができる者は次のとおりとする。ただし、特別の事由により館長が許可した場合は、この限りでない。

- (1) 市内に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者
- (2) 東松山市と相互利用協定を締結している市町村に居住し、又は通勤し、若しくは通学する者

第9条 図書の館外利用をしようとする者は、利用申込書（様式第1号）に住所及び身分を証明する書類を添えて館長に提出し、利用券（様式第2号）の交付を受けなければならない。

- 2 利用券を有する者は、利用券を亡失した場合又は住所、氏名若しくは身分を変更した場合は、速やかに館長に届け出なければならない。
- 3 利用券は、他人に譲渡し、若しくは貸与し、又は不正に使用してはならない。
- 4 利用券が他人によって使用され、損害が生じた場合の責は、利用券の交付を受けた者に帰するものとする。

第10条 図書の館外利用をしようとする者は、図書に利用券を添えて提出するものとする。

第11条 同時に館外利用できる図書は、10冊以内とし、貸出期間は15日以内とする。ただし、特別の事由により館長が認めた場合は、この限りでない。

### (団体貸出)

第12条 図書の館外利用をすることのできる団体は、市内の事業所、機関そ

の他の団体で館長が適当と認めたものとする。

第13条 図書の団体貸出を受けようとする者は、団体貸出利用申込書（様式第3号）に住所を証明する書類を添えて利用券の交付を受けなければならない。

2 前項に定めるもののほか、団体貸出の取扱いについては、第10条第2項から第4項まで及び第11条の規定を準用する。

第14条 同時に館外利用できる図書は、1団体50冊以内とし、貸出期間は30日以内とする。ただし、特別の理由により館長が許可した場合はこの限りでない。

（視聴覚資料の貸出）

第15条 視聴覚資料の貸出については、2点以内とし、貸出期間は、15日以内とする。

（分室）

第16条 分室は、併設の施設とし、図書館より派遣された職員等によって運営する。

第17条 分室に配置された図書館資料等の利用については、第4条及び第8条から第15条までの規定を準用する。

（対面朗読等）

第18条 市立図書館は、視覚障害者に対して、対面朗読及び録音テープの貸出（以下「対面朗読等」という。）を行う。

第19条 対面朗読等を利用できる者は、第8条に規定する者で視覚障害のため身体障害者手帳の交付を受けているものとする。

2 対面朗読等を利用しようとする者は、身体障害者手帳を館長に提示して、登録をしなければならない。

3 対面朗読等を利用しようとする者は、あらかじめ、希望する日時等を館長に申し出なければならない。

第20条 市立図書館は、市内在住の重度身体障害者に対して、図書館資料の家庭配本を行う。

2 家庭配本の利用については、前条第2項及び第3項の規定を準用する。

(館外利用の禁止)

第21条 郷土資料、辞典、貴重図書その他館長が館外利用を不相当と認めたものについては、館外利用を禁止することができる。

(研修室等の利用手続)

第22条 条例第5条第3項の規定による許可を受けようとする者は、次に掲げる区分に応じ、当該各号の期間内に研修室等利用申請書(様式第4号。以下「利用申請書」という。)を教育長に提出しなければならない。許可に係る事項を変更しようとする場合も同様とする。

(1) 研修室又は視聴覚ホールを利用する場合 利用を開始しようとする日(以下「利用開始日」という。)の属する月の初日前3月から利用開始日の3日前まで

(2) 展示室を利用する場合 利用開始日の属する月の初日前6月から利用開始日の3日前まで

2 前項の規定にかかわらず、教育長が特に必要と認めるときは、当該利用の許可を受けようとする者は、同項各号に掲げる期間以外に利用申請書を提出することができる。

(利用の許可)

第23条 条例第5条第3項の規定による利用又は変更の許可は、研修室等利用許可書(様式第5号)を交付して行うものとする。

(使用料の減免手続)

第24条 条例第10条の規定による使用料の減免を受けようとする者は、展示室使用料減免申請書(様式第6号)を東松山市長に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第25条 条例第11条ただし書の規定による既納の使用料の還付額は、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に定めるところによる。

(1) 条例第11条第1号に該当する場合 100分の100

(2) 条例第11条第2号に該当する場合であつて、管理上必要があるため利用を取り消した場合 100分の100

(3) 条例第11条第3号に該当する場合であつて、取消しの申出が利用開始日の30日前までになされた場合 100分の100

(4) 条例第11条第3号に該当する場合であつて、取消しの申出が利用開始日の10日前までになされた場合 100分の50

2 前項に規定する使用料の還付を受けようとする者は、展示室利用許可取消申出兼使用料還付申請書（様式第7号）に第23条に規定する許可書及び既納の使用料の領収書を添えて、教育長に提出しなければならない。

3 教育長は、前項の申請があつたときは、利用の許可の取消し及び使用料の還付の可否を決定し、展示室利用許可取消決定通知書兼使用料還付決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

（遵守事項）

第26条 図書館を利用する者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 使用した図書館資料、施設、設備等は、原状に復して整理整頓すること。

(2) 所定の場所以外で火気を使用しないこと。

(3) 他の者に迷惑の及ぶ行為をしないこと。

(4) その他館長の指示に従うこと。

（図書館資料、施設、設備等の損傷等の届出）

第27条 図書館の利用者は、図書館資料、施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、直ちに図書館資料、施設、設備等損傷・亡失届出書（様式第9号）により教育長へ届け出なければならない。

### 第3章 組織等

第28条 削除

（職員）

第29条 図書館に館長及び主事を置く。

2 前項に定めるもののほか、副館長、副主幹、主査、主任及び主事補を置く

ことができる。

3 前2項に定める職には、司書及び司書補を併せて充てることができる。

(職務)

第30条 館長は、上司の命を受け、図書館の所掌する事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

2 副館長は、館長を補佐し、所属職員の担任する事務を監督し、事務を整理する。

3 前2項に定めるもののほか、前条第1項及び第2項の職にある者の職務については、東松山市教育委員会事務局組織規則（平成7年東松山市教委規則第8号）第6条の規定を準用する。

#### 第4章 図書館資料の寄贈及び寄託

(寄贈及び寄託)

第31条 図書館に図書館資料を寄贈又は寄託しようとする者は、住所、氏名、資料の種類、名題、員数及び価格を記し、館長に申し出るものとする。

2 前項の寄贈者又は寄託者に対しては、受領証又は預り証を交付する。

(寄贈資料)

第32条 寄贈資料には、寄贈者の氏名、寄贈年月日を記入して永くその芳志を伝えるものとする。

(寄託資料)

第33条 寄託資料は、図書館所蔵のものと同様に取扱い、寄託者の要求又は図書館の都合により返却するものとする。

(損害)

第34条 不慮の事故による寄託資料の毀損又は滅失に対しては、図書館はその補償の責を負わない。

#### 第5章 図書館協議会

(会長及び副会長)

第35条 図書館協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長各1名を置き、委員の中から互選とする。

- 2 会長は、協議会を代表し、会議の議長となる。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第36条 協議会の会議は、必要に応じ館長が招集する。

第37条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

本規則は、公布の日から施行し、昭和35年7月1日から適用する。

附 則 (昭和54年3月24日教委規則第2号)

- 1 この規則は、昭和54年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行日において図書帯出証を有する者は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和58年3月2日教委規則第8号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年9月27日教委規則第12号)

この規則は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (昭和63年2月26日教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成2年3月20日教委規則第4号)

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則 (平成5年3月25日教委規則第4号)

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月28日教委規則第2号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年9月29日教委規則第11号)

この規則は、平成7年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月30日教委規則第3号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年2月24日教委規則第4号）

この規則は、平成11年5月1日から施行する。

附 則（平成12年2月25日教委規則第1号）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日教委規則第5号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月28日教委規則第4号）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

2 第3条の様式第2号の改正規定にかかわらず、改正前の東松山市立図書館設置及び管理条例施行規則に基づき交付された利用券については、当分の間利用できるものとする。

附 則（平成17年3月31日教委規則第5号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日教委規則第4号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月22日教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の東松山市立図書館設置及び管理条例施行規則の規定にかかわらず、既に発行済みの利用券については、必要な訂正をして利用することができる。

附 則（平成19年8月31日教委規則第8号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年10月1日から施行する。ただし、第6条第7号中「配本所、分室及び移動図書館」を「分室及び配本所」に改め、同条を第5条とする改正規定、第19条から第21条までを削る改正規定及び第28条第10号中「分室、配本所及び移動図書館」を「分室及び配本所」に改め

る改正規定は、平成19年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松山市立図書館設置及び管理条例施行規則（以下「新規則」という。）第24条及び第25条に係る規定は、この規則の施行の日以後の申請で平成20年1月1日以後の利用に係るものから適用する。
- 3 新規則の規定にかかわらず、既に発行済みの利用券については、必要な訂正をして利用することができる。

附 則（平成20年2月21日教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の東松山市立図書館設置及び管理条例施行規則の規定にかかわらず、既に発行済みの利用券については、必要な訂正をして利用することができる。

附 則（平成20年3月25日教委規則第5号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月1日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年2月18日教委規則第3号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成24年1月31日教委規則第2号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## ○東松山市子ども読書活動推進懇談会開催要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が実施する子ども読書活動の推進に当たり、有識者及び市民から意見又は助言を求めるため、東松山市子ども読書活動推進懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(意見を求める事項)

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

- (1) 東松山市子ども読書活動推進計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども読書活動推進に関し、東松山市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が意見を求める必要があると認める事項

(参加者)

第3条 教育委員会は、次に掲げる者のうちから、懇談会への参加を求めるものとする。

- (1) 保育関係者
- (2) 学校関係者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(運営)

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会を進行する座長を定めることができる。

- 2 教育委員会は、必要があると認めるときは、懇談会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(開催期間)

第5条 懇談会の開催期間は、1年間を目途とする。

(庶務)

第6条 懇談会の庶務は、市立図書館において処理する。

(委任)

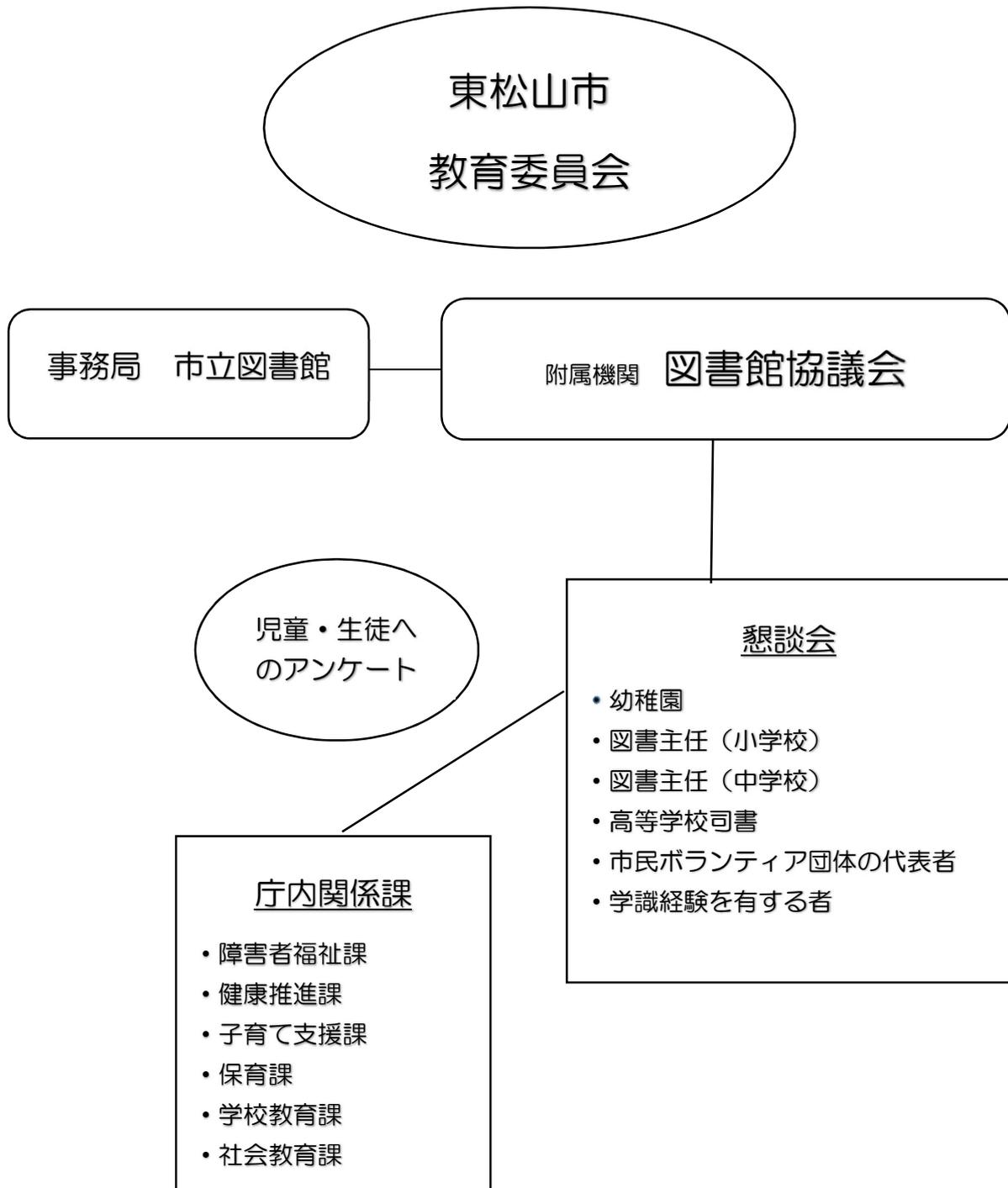
第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月15日から施行する。

# 「東松山市子ども読書活動推進計画」の策定について

## 1 組織



## 2 策定経過

月 日	会 議 名 等	内 容
平成28年 4月26日	教育委員会会議	要綱設置について報告
5月30日	教育委員会会議	諮問について協議
7月12日	第1回 子ども読書 活動推進懇談会	事業説明、骨子案について意見聴取、調査票 の記入依頼
7月22日	第1回 図書館協議会	骨子案について審議
8月22日		懇談会メンバーに対する調査票提出締切日
9月 8日	第2回 子ども読書 活動推進懇談会	素案について意見聴取
10月14日	第2回 図書館協議会	子ども読書活動推進計画策定について諮問 素案について審議
10月5日～ 10月19日	児童・生徒への アンケートを実施	
11月17日	第3回 子ども読書 活動推進懇談会	最終案について意見聴取
12月5日～ 12月26日	パブリックコメント 募集	意見0件
平成29年 1月26日	第3回 図書館協議会	最終案について審議 計画案を答申
2月13日	教育委員会会議	計画案を議案提出 東松山市子ども読書活動推進計画策定
3月	公表	

## 東松山市図書館協議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	備 考
会 長	野 澤 憲 幸	元東松山市PTA連合会長
副 会 長	須 藤 勇	元きらめき市民大学常務理事
学校教育関係	間 中 龍 史	新明小学校長
	松 澤 房 子	唐子小学校長
社会教育関係	貝 塚 靖 子	社会教育委員
	堀 籠 寛 子	図書館ボランティア つくしんぼの会
家庭教育関係	江 森 由美子	主任児童委員
学識経験者	池 永 和 美	私立幼稚園協会長

計画策定時現在

東松山市子ども読書活動推進懇談会参加者名簿

(敬称略)

		所 属	氏 名
保育関係者	幼稚園	認定こども園げんき	石 塚 真 歩
学校関係者	図書主任（小学校）	高坂小学校	平 井 智 子
	図書主任（中学校）	北中学校	原 剛
	高等学校司書	松山高等学校	青 木 恵 子
関係団体を代表する者		「天の園」の会	室 田 朱 実
学識経験を有する者		元児童図書出版社	茨 澤 右

[庁内関係課]

課 名	役 職	氏 名
障害者福祉課	主 査	波 塚 裕 紀
健康推進課	主 任	山 崎 みどり
子育て支援課	主 幹	今 井 孝 男
保育課	主 幹	石 川 節 代
学校教育課	副主幹	山 内 哲 也
社会教育課	副主幹	梶 野 義 明

計画策定時現在

事務局

東松山市立図書館

# 東松山市子ども読書活動推進計画

平成29年度～平成33年度

(2017年度～2021年度)

平成29年3月

編集・発行 東松山市教育委員会

東松山市立図書館

〒355-0015 東松山市本町 2-11-20

TEL 0493-22-0324

FAX 0493-22-0064

東松山市 マスコットキャラクター



あゆみん

まっくん